

令和 5 年度 事業計画



南山城村社会福祉協議会

1. 事業方針

京都府の推計人口は255万404人(令和4年10月1日現在)となり、前年度同月比で0.4%減、京都市、宇治市などの都市部や南山城村を含む10市10町村で減少してきています。うち、減少率が最も高かったのは笠置町、次に和束町と東部地域が顕著です。反対に人口増加は大山崎町、長岡京市、京田辺市、木津川市の3市1町のみでした。南山城村の推定人口は2,305人、一年間の出生者は4名、死亡者は25名でした。また、社会動態では京都府全体での転入者数は転出者より4,796人上回っていますが、南山城村では転出者が転入者を上回っている状況です。数字的にすべての住民を対象とした生活基盤を整えるための地域づくりが重要な局面に差し掛かっていると言えます。

令和6年度の介護報酬改定を前に、令和5年度は重要な報酬改定が多数審議されます。前述に関連し、地方での高齢者人口の減少そして施設待機者の減少、地域差はありますが国の認識です。このため、特別養護老人ホームの入所基準の見直しが検討されたり、12年ぶりに新しい在宅サービスとして通所介護と訪問介護の複合サービスが創設されることが早くも決定となっています。都市部でも高齢化が進行、介護ニーズが急増、介護人材確保がどこでも難しくなっており、既存の介護資源を有効活用し、より柔軟な在宅での介護支援の充実を狙ったもので、本会の両サービスが一層地域支援に活かされるものと思われ、引き続き様々な制度の動きを注視しながら、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが支え合いながら安心して暮らせる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を住民、関係機関、団体等とともに構築し、この局面をしっかりと乗り越えていきたいと思えます。

3年に及ぶコロナ禍を経て、5月には国の感染症法が2類から5類へと変更されることになりました。生活に複合的な課題を抱える方の早期発見、地域の社会資源を活用した住民の活動支援、新たなコミュニティの場づくりなど、アウトリーチの積極的な展開で、暮らしを共にする地域の中での仕組みづくりを重点的に行います。その準備段階として令和4年度に社会福祉士をコミュニティソーシャルワーカー(CSW)として配置し、相談支援体制の強化とともに組織、配置体制を見直し、重層的支援体制づくりを進めてきましたが、住民アンケートや福祉懇談会での生の声を元にした第3期地域福祉活動計画が今年度から始まることにより、PDCAサイクルによって事業の計画管理を行い、行政(地域包括支援センター含む)、様々な機関・団体と連携協力しながら、より着実に実行していきます。

※推計人口 国勢調査を基礎として、毎月の出生・死亡・転入・転出を加減して算出された推計値をもとにした人口数。推計結果は、各種白書や国際機関における人口分析、経済分析等の基礎資料として利用されています。

※アウトリーチ 積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

2. 経営原則

- (1) 社会福祉事業の主たる担い手として、地域住民とともに豊かな地域社会の実現を目指す非営利の民間団体であり、第一に法令を遵守した、透明かつ公正中立な経営を継続すること。
- (2) 誰もがその人らしく尊重され、地域で暮らすための福祉・介護サービスに取り組むこと。
- (3) 地域住民をはじめ、民生児童委員、ボランティア、商工業者など、暮らしを多方面から支援する人々、団体と協働での包括的支援体制をすすめること。
- (4) 地域の生活課題に結びつく先駆的・開拓的な福祉活動を見出していくこと。
- (5) 持続可能で責任ある自立した組織経営に取り組むこと。

3. 部門別事業（下線部は本年度の重点事業）

(1) 法人運営について【経営原則に基づく各事業の安定的な財源確保を研究し、挑戦する】

①組織基盤の確立

- ・法令に基づく理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の適正運営
- ・課題別研修の実施（役員）
- ・現況報告書、財務諸表の公表
- ・部門横断会議、経営会議の開催と運営改善計画の策定
- ・リスクマネジメントの取り組み、事業継続計画の策定
- ・「法人運営」、「相談支援」「地域福祉」「介護・障害事業」の各部門別体制強化のための適正な人材配置

②財政規律の確立について

- ・一般会員、賛助会員の加入促進と地域福祉への循環活用
- ・正副会長、総務部会、幹部職員との現状認識の場づくり
- ・ボランティア基金の適正預託と管理運用のための基金運営委員会の開催
- ・民間財団の助成金、補助金の研究、積極的活用
- ・指定寄付金による特定事業枠の検討（ボランティア基金）
- ・補助金要望活動の継続実施

③個人情報保護について

- ・改正個人情報保護法に基づく規定、プライバシーポリシーの改定等の対応
- ・保有データの安全管理、情報漏えいの防止措置のための研修

④人材育成と働き方改革の推進について

- ・介護人材キャリアパス制度の推進、給与体系の整備
- ・介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員資格取得の研修受講支援

- ・全職員の健診受診と産業医の健診後のメンタルを含む事後指導、継続的管理
- ・非常勤職員を含む年次有給休暇の取得推進
- ・感染予防対策についての指導研修の実施
- ・インフルエンザ予防接種の費用助成（外出支援サービス運転会員含む）
- ・オンライン研修等の環境整備、積極的受講の推進

（２）相談支援と権利擁護事業の推進【社会とのつながりづくり】

- ・個別アセスメントの実施及び相談機関との連絡調整
- ・複合的な課題に対するケース検討、支援体制の構築、専門的支援
- ・認知症高齢者、知的、身体障がい者等への適切な意思決定支援の援助
- ・福祉サービス利用援助事業の広報啓発と利用啓発、生活支援員の複数確保
- ・心配ごと相談所（民生児童委員協議会委託）の利用促進と社会資源とのつなぎ
- ・山城南地区司法書士相談の啓発広報、利用促進
- ・アウトリーチによる課題把握、地域包括支援センター、民生児童委員等との横断的なネットワークによる個別支援の展開
- ・オンライン相談等の環境整備
- ・生活福祉資金（コロナ禍の緊急小口資金等の貸付）の適正業務の管理（償還業務）
- ・京都府障害者・高齢者権利擁護センターとの連携
- ・生活困窮者支援（フードバンクの周知啓発、配布）、

（３）地域福祉活動の推進【世代や属性を超えた交流・居場所づくり】

- ・ふれあいサロンの支援【介護予防・運営支援】

目標：参加者 延べ100名（本郷ニコニコ会、月ヶ瀬ニュータウンいきいき元気広場他）

- ・小地域ネットワーク活動の支援

目標：8支部

- ・支部活動の運営支援（10支部）

支部長会3回

- ・高齢者料理教室（2回） 管理栄養士の栄養講座
- ・地域福祉活動計画1年目の地域評価活動
- ・地区別要援護者のつどい、支部別ネットワーク会の運営支援
- ・身近な地域での居場所づくりの支援【生きがい、介護予防、見守り、人づくり】
- ・公民協働での買物支援の仕組みづくり【買い物難民対策】
- ・サービスの受け手、支え手を超えた担い手の育成、マッチング
外出支援サービス、配食サービス、まごのてサービス、ボランティア一日体験、
オンライン研修などの取り組みの推進
- ・コロナ禍のつながりづくり事業の推進
- ・認知症カフェの運営協力者の呼びかけ、キッズサポーターの養成

(4) ボランティア・福祉教育の推進

- ・ボランティアバンク運営委員会の開催（3回）
- ・ボランティアバンク登録（個人、団体）のデータ整備、活動参加の呼びかけ、活動の場づくり
- ・ちょいボラ推進運動の広報啓発
- ・ボランティア活動保険料の個人負担補助の継続
- ・ボランティア基金利息の活用による貸出機材、物品類の整備
- ・配食サービスボランティアの養成、献立作成、配布、CSWによる困りごと把握（毎月）
- ・班長会の開催
- ・配食ボランティア研修会の開催（再開）
- ・CSWによる南山城小学校への福祉教育授業、地域との交流づくり
 目標：4回（令和4年度）小学3、4年中心とした防災、高齢者の人権に関する授業実施
- ・福祉映画会の上映会
- ・ボランティア活動の個別支援
- ・手話サークル、朗読ボランティアグループ参加者支援

(5) 広報啓発活動の推進について

- ・長生きお達者通信の発行（月1回）
- ・福祉だより、ボランティアだよりの発行（隔月）
- ・ホームページ、フェイスブックでの地域情報発信（随時）

(6) 住民参加型在宅福祉サービスの推進について

- ・第2回ご近所支えあい講座の開催（地域担い手講座）
- ・まごのてサービスの周知、啓発と見守り訪問との連携（啓発講座の開催）

(7) 子育て支援に関する取り組みについて

- ・地域で子育てに関わる団体、ボランティアとの交流の場づくり
- ・ユーチューブを活用した遊びや子育ての情報提供、分野別相談（わかさみなぎる地域の支え愛）
- ・子育てボランティアの養成
- ・ボランティア手芸部による子育て応援グッズの作成
- ・保育所とのふれあい交流の実施

(8) 委託事業について

- ・担い手確保のための活動環境整備（行政への働きかけ）
- ・生活ニーズに基づく事業展開（行政への働きかけ）

(9) 広域連携事業について

- ・東部3町村の体制補完、連携事業の推進（わかさみなぎる地域の支え愛協議会）
- ・定住自立圏域の社会福祉協議会の交流

(10) 災害時救援活動について

- ・災害ボランティアの養成、訓練、研修
- ・登録災害ボランティアスタッフの情報集約、登録あっせん
- ・ふれあいサロン、地域福祉活動参加者等へのミニ防災講座の開催
- ・京都府災害ボランティアセンターとの連携、研修参加
- ・福祉避難所運営リーダー専門ボランティアの養成
- ・防災救助法適用にかかる村との災害時支援協定見直し

(11) 介護保険・障害者福祉事業について

- ・関係法令、運営体制、人員基準の遵守
- ・法人、地域福祉部門との連携、地域密着型の事業展開の推進
- ・認知症や高次脳機能障害など個別ケア対応力研修の実施
- ・介護職員処遇改善事業の推進（常勤職員、非常勤職員給与改善）
- ・感染症対策の徹底、感染対策研修会の実施
- ・部門別委員会の開催、機能強化
- ・介護支援専門員資格取得の促進
- ・介護相談所の開設
- ・ほっとひといき介護者サロンの開設



各事業を単独で考えるのではなく
人と人がつながるために
人と地域がつながるために
だれのための地域なのか
何のための自分たちなのか
動きながら考えていくことを大切にします